



こどもたちが安心して豊かに暮らせる脱炭素社会に向けて

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた

重要施策の考え方【概要】

令和5年1月 川崎市

小学校3年生が書いた2050年のみらい



はじめに

2030年までの行動が その後の20年間を決めます
この深刻な問題を 将来世代に引継ぐのではなく、
我々の世代で解決しなくてはなりません

「重要施策の考え方」の位置づけ

- 「重要施策の考え方」は、2050年の脱炭素社会の実現と、2030年度の温室効果ガス削減目標等※1の達成に向け、**川崎市地球温暖化対策推進条例の改正に向けた重要施策の考え方**※2を示すもの。
- **本市は今後、「重要施策の考え方」を踏まえ、市民の皆さま、専門家や関係団体、事業者等の御意見を伺いながら、新たな制度の実施に向けた検討を進めていく。**

※1 本市は2050年の脱炭素社会実現を目指し、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を令和4年3月に改定。

※2 基本計画には、2030年度の温室効果ガス削減目標や、再エネ導入目標、5大プロジェクトなどを位置付けており、「重要施策の考え方」は、基本計画の改定を踏まえ検討を進めてきた。また、検討に当たり、川崎市環境審議会に対し「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方」について諮問し、令和4年11月1日の答申を踏まえ作成した。



はじめに② (制度の全体概要)

主に民生部門への取組

■ 総称 **建築物太陽光発電設備等総合促進事業**

制度 1 **特定建築物**太陽光発電設備等導入制度

制度 2 **特定建築事業者**太陽光発電設備導入制度

制度 3 **建築士**太陽光発電設備説明制度

制度 4 建築物太陽光発電設備**誘導支援**制度

P37~
※大規模

P43~
※中小規模

P51~
※大中小規模

P54~
※大中小規模

うち制度1~3が
いわゆる
「再エネ義務制度」

主に産業・業務部門への取組

■ **事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度**

制度 5 **事業活動**脱炭素化取組計画書・報告書制度

P67~

制度5は
産業・事業活動への
「評価・支援制度」

はじめに③ (スケジュール方針)

全体スケジュール (方針)

- 令和4年度末頃 条例改正 (案提出)
- 令和5年度秋頃 規則改正、制度4開始を目指す
- 令和6年4月頃 制度3、5施行を目指す
- 令和7年4月頃 制度1、2施行を目指す

項目	R4年度下半期～	R5年度～	R6年度～	R7年度～	
制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度	考え方公表 パブリックコメント等 条例改正 (案提出)	詳細検討・準備・周知・パブコメ等	案公表	準備・周知等	制度施行
制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度			案公表	準備・周知等	制度施行
制度3 建築士太陽光発電設備説明制度			規則等改正・制定	準備・周知等	制度施行
制度4 建築物太陽光発電設備誘導支援制度			制度開始	制度施行	
制度5 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度			準備・周知等	制度施行	



はじめに④ (検討プロセス)

川崎市地球温暖化
対策推進基本計画
(R4.3改定)

- ・ 気候変動の危機感共有
- ・ 2050年カーボンニュートラルを目指した**2030年度の目標設定**
- ・ 2030年度の目標達成に向けた**5大プロジェクトの位置づけ**
 - (PJ2) 「事業者報告書制度」の見直し(条例改正)による、新たな事業者の評価・支援制度の検討
 - (PJ3) 再生可能エネルギー導入に係る義務制度の検討

川崎市環境審議会
(R4.5諮問)
(R4.11答申)

- ・ 建築物再生可能エネルギー総合促進事業に関する**基本的な考え方**の検討
- ・ 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度に関する**基本的な考え方**の検討

現在地

重要施策の考え方

- ・ 答申を踏まえた「重要施策の考え方(案)」の公表 ⇒ 策定

条例制定

- ・ 条例制定

規則・指針等制定

- ・ 規則・指針等制定

制度開始

- ・ 制度開始(施行)

制度
周知期間

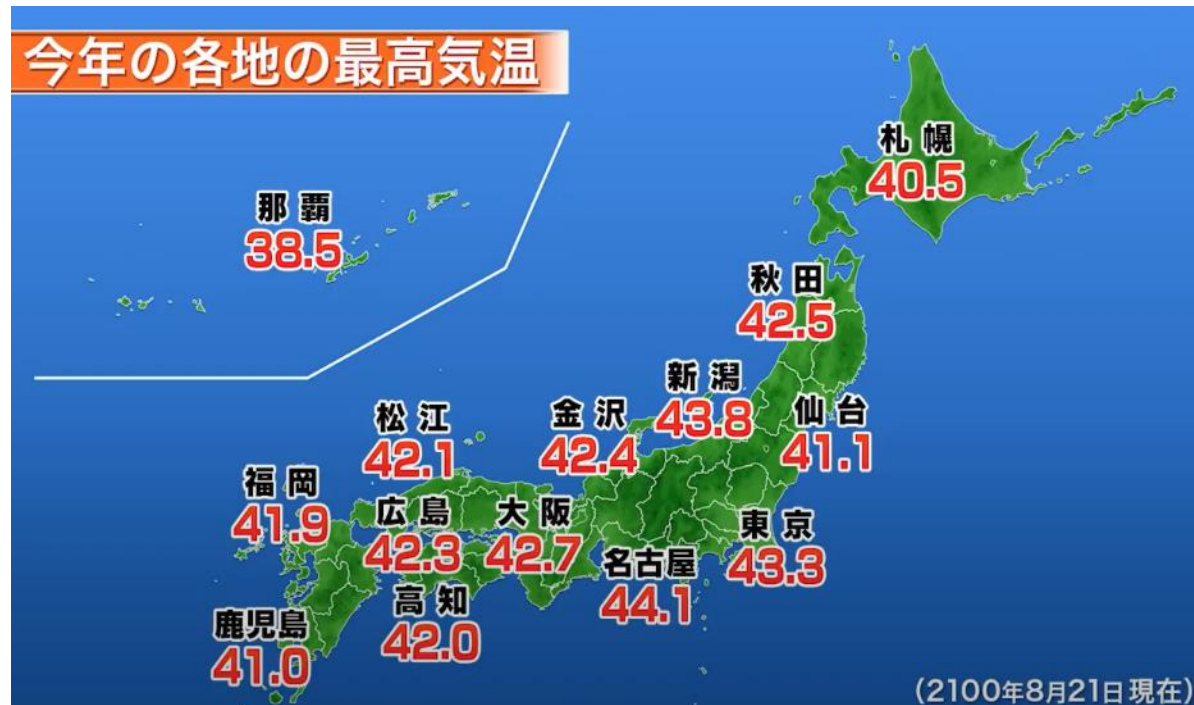


【第1章（背景①）】 制度1～5全般の背景

気候被害はこのままでは
取り返しがつかないことに

1 気候被害の顕在化

- 気候災害は**50年**で**5倍**に増加
- 人為起源の気候変動により、**自然・社会システムが更に深刻なリスクに直面**
- このまま進行した場合、2100年夏の最高気温が**日本の多くの地域で40°Cを超える**可能性



出典：環境省 COOL CHOICEのHP

このままでは、気温上昇に伴う**熱中症・感染症**などの健康被害の悪化、**生態系**への影響、**農作物**への影響、大雨・台風などの**災害の大型化**など、将来的に我が国への**深刻な被害**を引き起こすリスクが増大

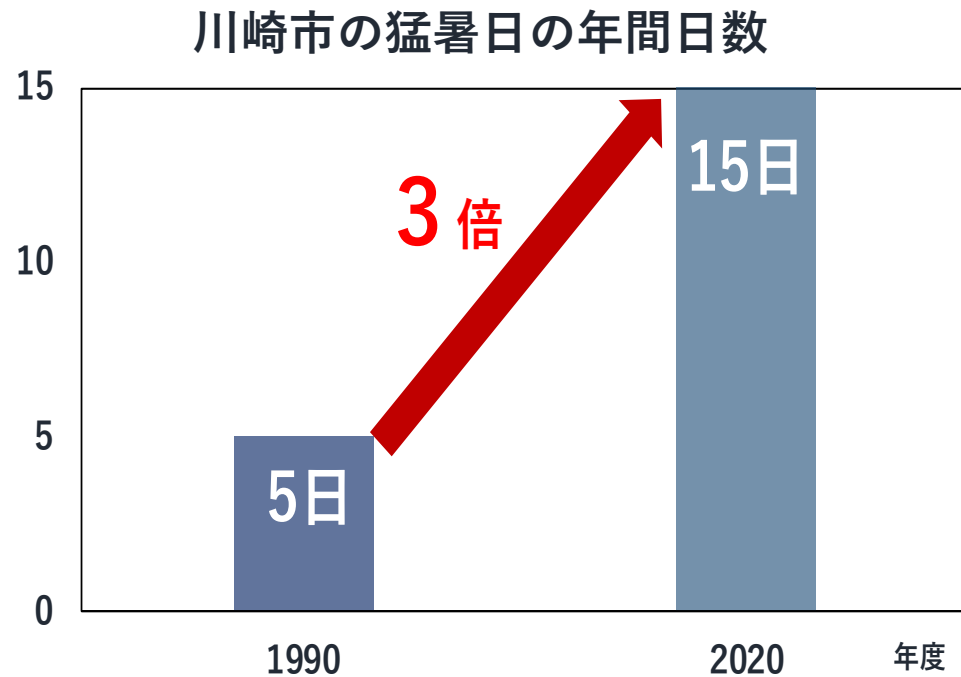
1 気候被害の顕在化

- 世界各地で**深刻な被害**が発生し、今後さらに影響が大きくなる予想
- 国内では、令和3年8月の降水量が**観測史上最多**を記録



2 川崎市も例外ではありません

- 日本の年平均気温は上昇傾向。**川崎市の猛暑日も3倍**に増加
- **令和元年東日本台風**では広域的に被害が発生*。
川崎市も、死者1名、全半壊約1000棟 床上床下浸水約1,700棟などの被害。



* 令和3年7月「気候変動による災害激甚化に関する影響評価（中間報告）」によれば、令和元年東日本台風は気候変動により河川氾濫や浸水等のリスクが高まったとされている。

3 止まらないCO₂濃度 近づくティッピングポイント

CO₂濃度

- ・ 過去100万年：172～300ppmで推移
- ・ 産業革命以降：毎年1～2ppmずつ上昇
- ・ 2022年8月：420ppm前後

ティッピングポイント（450ppm）まで残り30ppm弱

（ティッピングポイントとは？）

北極・南極の氷解等により地球全体が**取り返しのつかない原状回復不能な状況**に陥るとされているCO₂排出濃度の値であり、450ppm程度とされている。

4 世界共通の目標

- 気候変動の影響を抑えるには、産業革命以降からの気温上昇を**1.5°C以下**に抑えることが必要
- これには、世界全体のCO₂を**2030年**までに**ほぼ半減**（2010年度比）、**2050年前後**には**実質ゼロ**に抑える必要
- しかし、現在我々は、温暖化を1.5°Cに抑制する**経路上に無く**、全ての部門・地域で**早期に野心的な削減**を実施しないと達成できない。

▶ 今後数年間が正念場

< IPCC 1.5°C特別報告書第3作業部会報告書（抜粋） >

We are **not on track to limit warming to 1.5°C.**

There are options available now in all sectors that can at least halve emissions by 2030.

Unless there are **immediate and deep GHG emissions reductions** across all sectors, 1.5°C is beyond reach.

The next few years will be critical, but there are ways to improve our chance of success.

5 国の法改正と目標設定等

- 令和3年6月、地球温暖化対策推進法が改正。
2050年カーボンニュートラルを**すべての国民に課す課題**として**法定化**
- 令和3年10月、地球温暖化対策計画を策定。
我が国は、2030年度に温室効果ガスを2013年度比**▲46%削減**を目指す。
- 令和3年10月、第6次エネルギー基本計画を策定。
2030年において**新築戸建住宅の6割**に太陽光発電設備の設置を目指す。

6 川崎市の目標

○ 2050年の目指すゴール

2050年までに市域の温室効果ガス排出量の**実質ゼロ**※を目指す

※実質ゼロとは、人為的なCO₂排出量と森林等のCO₂吸収量を差し引いてCO₂排出をゼロとみなすもの

○ 2030年度の全体目標（市域全体）

市域全体目標 **▲50%削減**（2013年度比） ▲1,080万t-CO₂

※温室効果ガス削減目標

個別目標

- ・ 産業系 **▲50%削減**
- ・ 民生系 **▲45%削減**
- ・ 市役所 **▲50%削減**

○ 2030年度の再生可能エネルギー導入目標

2030年度までに**33万kW**以上導入（2020年度実績20万kW）

※ 上記は「川崎市地球温暖化対策推進基本計画（R4.3改定）」における目標値

【第1章 背景②】 制度1～4（再エネ義務制度等）関連の背景

横浜市

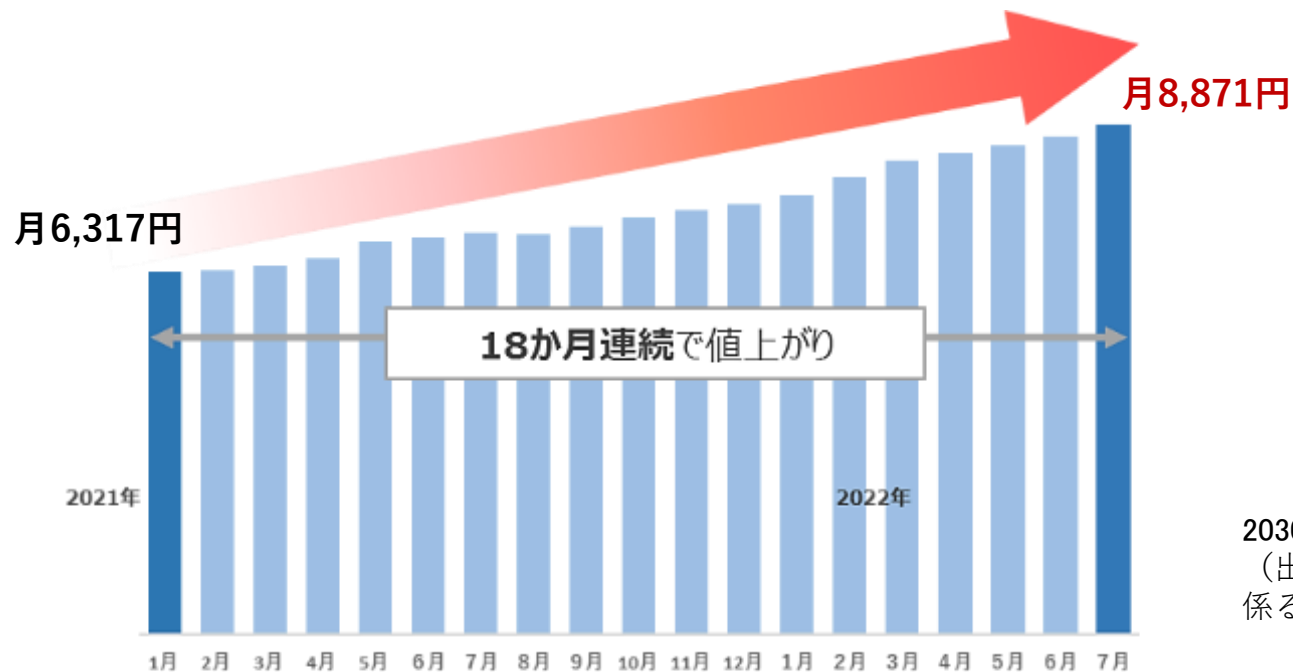
住宅・建築物への再エネ導入は、
都市部の脱炭素化に欠かせない取組です

川崎駅

東京都

7 エネルギー安全保障の危機

- 東京電力管内の電気料金が**18か月連続で値上がり**
- 令和4年6月27日、東京電力が初めて「**電力需給ひっ迫注意報**」を発令
(冬にはさらに厳しい見込み)



■東京電力の電気料金 (/月) (標準家庭) の推移

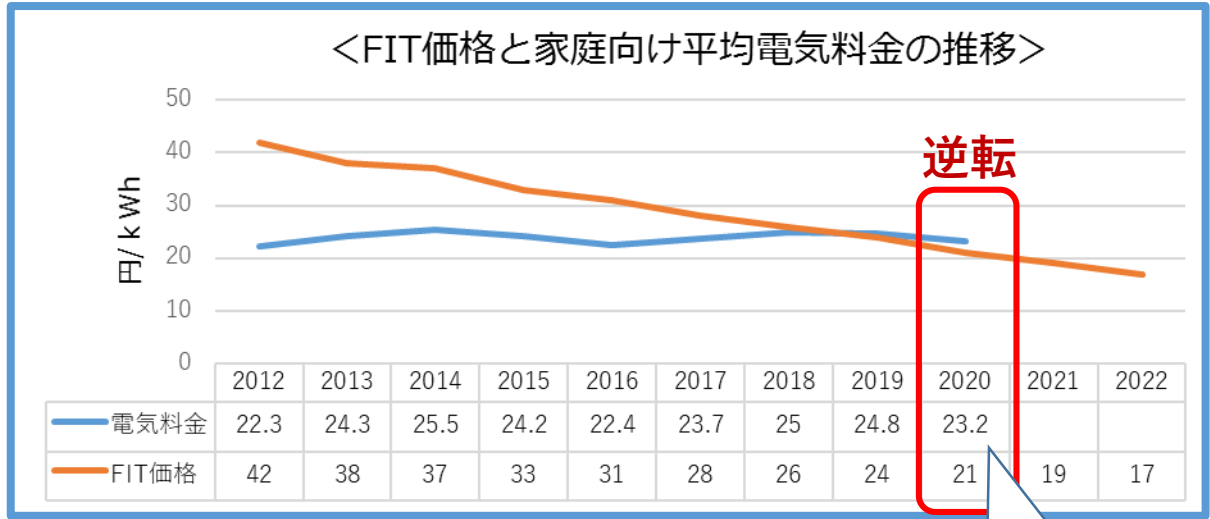
(出典) 東京電力公表データを基に作成

2030年の温室効果ガス削減目標等
(出典：神奈川県HP (電力ひっ迫に係る一都三県共同メッセージ))

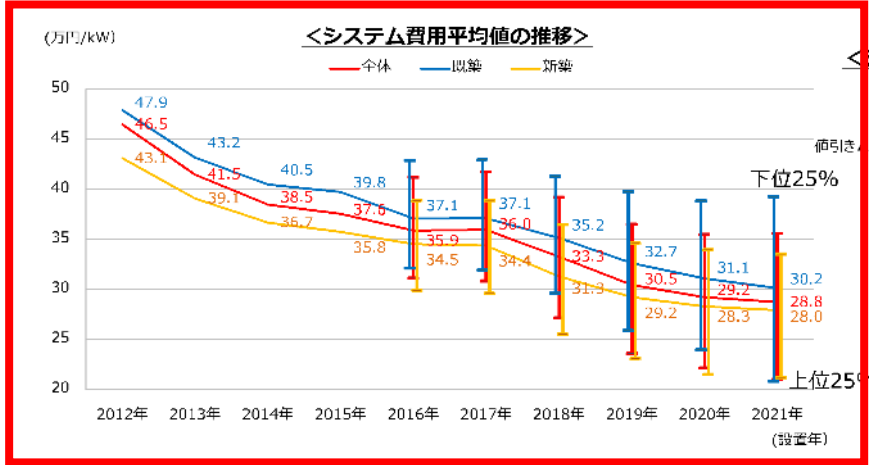
8 FIT価格の推移

- 太陽光発電設備価格の低下とともに、FIT価格も**低化**
- 一方、電力の購入価格は**上昇**し、電気料金は**令和2年に逆転**

再エネは「**売る**」時代から
「**自分で創る・使う**」時代へ



電気料金は令和2年(23円/kWh)以降も値上がりが続いており、令和4年7月には**31円/kWh程度**となっている。



～2014年：一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター補助金交付実績データ
2015年～：定期報告データ（2015年の新築・既築システム費用は、2014年の全体に対する新築・既築それぞれの費用の比率をまいて推計）

出典：「日本のエネルギー（資源エネルギー庁）」及び「固定価格買取制度（資源エネルギー庁HP）」より川崎市作成

9 太陽光発電コストの今後の見込み

- 2030年の電源別発電コストは、**最も安い電源が太陽光発電と**
新たに試算されており、今後、**発電コストの低価格化が期待**

2030年の発電コスト試算

原子力	11.7円～
太陽光 (事業用)	8.2～ 11.8円
太陽光 (住宅用)	8.7～ 14.9円
陸上風力	9.8～ 17.2円
石炭火力	24.9～ 27.6円
LNG火力	10.7～ 14.3円

経産省による各発電のkWh当たりの単価を試算では、

2030年に**太陽光発電**による発電単価が**最も安価**とされている

出典：発電コスト検証ワーキンググループ 資料1
(令和3年9月) (経産省) 等から川崎市作成

○ 建築物省エネ法の改正（R4.6.17公布）

（省エネに関する改正概要）

すべての新築住宅・非住宅に**省エネ基準への適合を義務化**（R7施行） など

（再エネに関する改正概要）

建築士から建築主へ再エネ設備の導入効果等の**説明義務**を可能とする制度 など

国は建築物への**省エネ対策を強化（適合義務）**する一方で、
再エネに関しては説明義務に留めている

建築規模	住宅	非住宅
大規模（ 2,000㎡以上 ） 中規模（ 300㎡以上 ）	●届出義務（～R6） ● 適合義務（R7～）	●適合義務
小規模 （ 300㎡未満 ）	●努力義務（～R6） ● 適合義務（R7～） ●建築士の省エネ説明義務（R3～） ●建築士の再エネ説明義務（R6～） ●トップランナー制度	●努力義務（～R6） ● 適合義務（R7～） ●建築士の省エネ説明義務化（R3～） ●建築士の再エネ説明義務（R6～）

1 1 市内の建築物の状況

- 市内の建築確認申請数は年間**4,369件**（R2実績）
- 現在新築される建築物の多くが**2050年もストック**されている。

新築建築物への取組が重要

新築				増築				合計	
住宅		非住宅		住宅		非住宅			
4,028 件		206 件		67 件		68 件		4,369 件	
主たる内訳									
戸建	共同 住宅等	事務所	その他	戸建	共同 住宅等	工場	その他	戸建	その他
3,358 件	670 件	49 件	157 件	46 件	21 件	23 件	45 件	3,404 件	965 件

1 2 市内の建築物の状況

- 延べ床面積2,000m²未満の建築物が4,313件と全体の**約99%**を占める
 (その約8割が戸建住宅)

中小規模建築物への取組も重要

延べ面積m ²	市内建築物種類 () 内は割合				R2実績
	戸建住宅	共同住宅	その他 (長屋、寄宿舍等)	非住宅 (事務所、車庫、飲食店等)	合計
0～300m ²	3,394件	219件	142件	180件	3,935件 (90%)
300～2,000m ²	10件	254件	41件	73件	378件 (9%)
2,000m ² ～	0件	32件	3件	21件	56件 (1%)
合計	3,404件 (78%)	505件 (12%)	186件 (4%)	274件 (10%)	4,369件 (100%)

1.3 市内の建築物の状況

- 市内の新築・増築建築物の建築事業者（約600者中）のうち、上位30者の年間発注件数は**2,675件**であり、新築・増築建築物全体の**約61%**を占めている（R2実績）。

上位30社	全体棟数	戸建て	共同	その他（非住宅等）	年間受注延床面積合計
事業者1	506件	506件	0件	0件	47,614 m ²
事業者2	158件	77件	70件	11件	45,323 m ²
事業者3	122件	40件	60件	22件	45,167 m ²
事業者4	86件	28件	45件	13件	36,403 m ²
事業者5	301件	301件	0件	0件	29,524 m ²
事業者6	57件	22件	30件	5件	18,439 m ²
事業者7	174件	174件	0件	0件	17,317 m ²
事業者8	146件	139件	1件	7件	16,008 m ²
事業者9	125件	120件	5件	0件	13,740 m ²
事業者10	57件	25件	7件	25件	11,894 m ²
事業者11	58件	47件	2件	9件	9,684 m ²
事業者12	49件	30件	9件	10件	8,896 m ²
事業者13	61件	58件	0件	3件	8,333 m ²
事業者14	84件	83件	0件	1件	8,291 m ²
事業者15	14件	0件	10件	4件	8,237 m ²
事業者16	64件	64件	0件	0件	7,163 m ²
事業者17	71件	71件	0件	0件	7,067 m ²
事業者18	53件	51件	0件	2件	6,946 m ²
事業者19	71件	71件	0件	0件	6,935 m ²
事業者20	62件	62件	0件	0件	6,025 m ²
事業者21	19件	0件	13件	6件	5,993 m ²
事業者22	38件	35件	1件	2件	5,542 m ²
事業者23	51件	51件	0件	0件	5,500 m²
事業者24	24件	5件	19件	0件	4,876 m ²
事業者25	45件	45件	0件	0件	4,871 m ²
事業者26	49件	49件	0件	0件	4,665 m ²
事業者27	40件	40件	0件	0件	4,553 m ²
事業者28	37件	37件	0件	0件	4,364 m ²
事業者29	17件	5件	5件	7件	4,281 m ²
事業者30	36件	35件	0件	1件	4,280 m ²
上記30社（合計）	2,675件	2,271件	276件	128件	407,927 m²
（参考）建築物合計	4,369件	3,404件	505件	460件	691,099 m ²

受注5,000m²以上の事業者は上位23者

上位30者の受注数が全体の約61%

1.4 市内の再エネ導入状況と2050年の再エネポテンシャル試算

- 市域の再エネ導入量は**約20万kW**（R2実績）
- 川崎市の2020－2050年再エネポテンシャル（追加期待値）は**約73万kW**
- うち**99%**（約72万kW）が**住宅・事業用の太陽光発電**

建築物太陽光が
本市の伸びしろ

項目	2020年実績	2030年目標	2050年 再エネポテンシャル	2020－2050 追加期待値
太陽光発電 （住宅・事業用）	93,778kW	—	811,012kW	+ 717,234kW （99%）
バイオマス発電	108,800kW	—	122,300kW	+ 13,500kW （1%）
その他再エネ	2,317kW	—	2,317kW	± 0kW （0%）
合計	204,895kW	330,000kW	935,629kW	+ 730,734kW （100%）

（補足）

・陸上風力発電、洋上風力発電、水力発電、地熱発電については、「川崎市環境審議会地球温暖化対策推進基本計画改定部会での議論（R2～3）」において、ポテンシャル無しと判断。ただし、「今後の技術革新が実現された場合では、上記数値よりもさらに高い数値が期待される。」としている。

1 5 本市の2030年再エネ導入目標と状況分析

- 本市は新たな温対計画において、2050年カーボンニュートラルに向けた**2030年度の再エネ設備導入目標を33万kWと設定**

■ 2020年度導入実績 約20万kW



目標達成まで**+13万kW必要**

■ 2030年BAU※ 約26.5万kW



追加的措置が+6.5万kW必要

BAU + 6.5万kW※

2030年の再エネ設備導入目標達成には、現状すう勢の**約2倍の導入速度**が必要

※BAU：現状すう勢。新たな施策を行わずに（現状のまま）推移した場合の見込

【第2章】 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の概要

川崎市は令和4年3月末に基本計画を改定し、
2030年度の温室効果ガス削減目標を
2013年度比▲50%と設定

川崎市地球温暖化対策推進基本計画

Let's Think & Act NOW! For our Future!

工場夜景 (川崎区)

令和4 (2022) 年 3月 川崎市

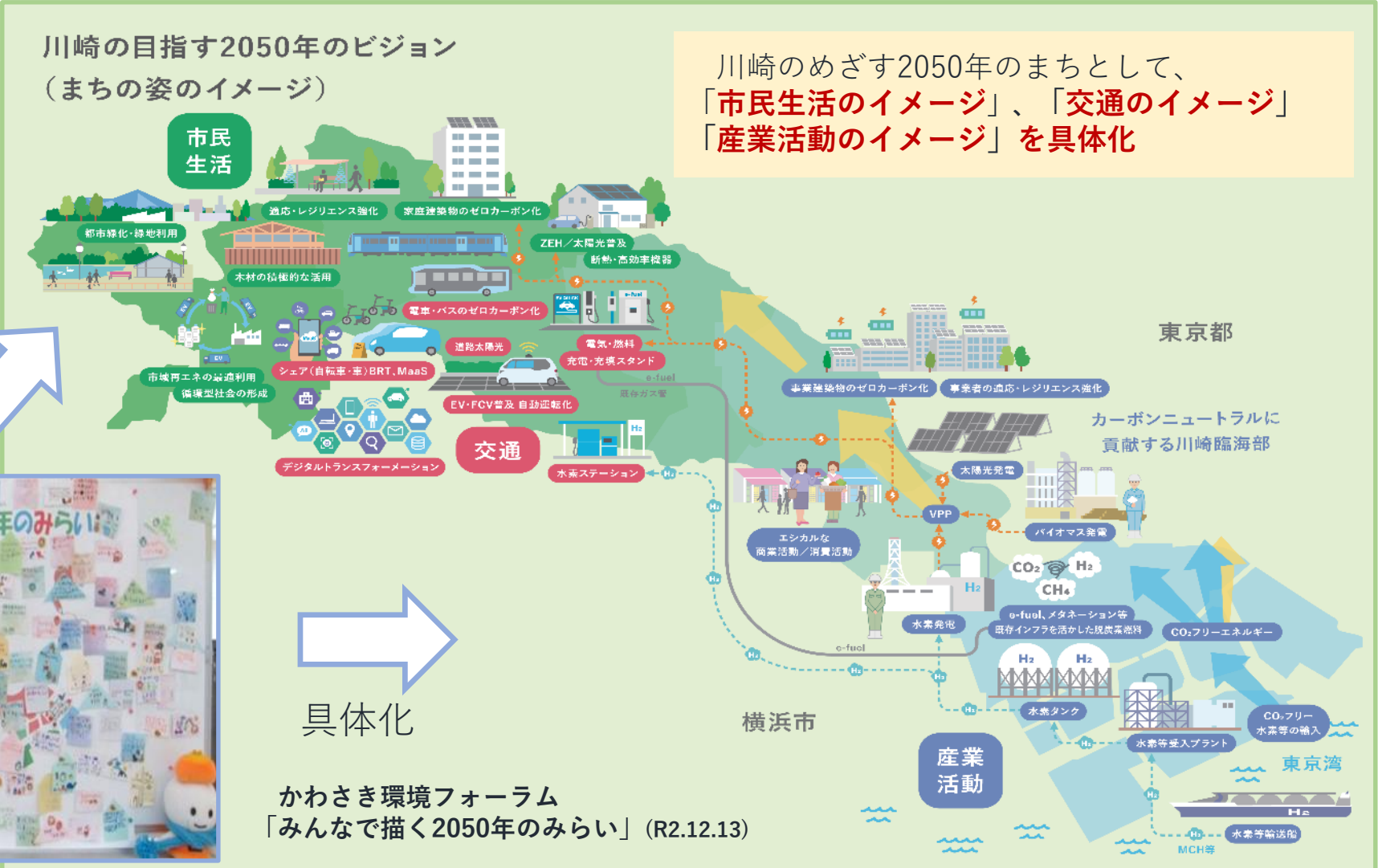
王禅寺がわるんパーク (麻生区)





1 川崎の目指す2050年の将来ビジョン

子どもたちが描く夢のある未来を実現していくために、2050年の状態を具体化



具体化



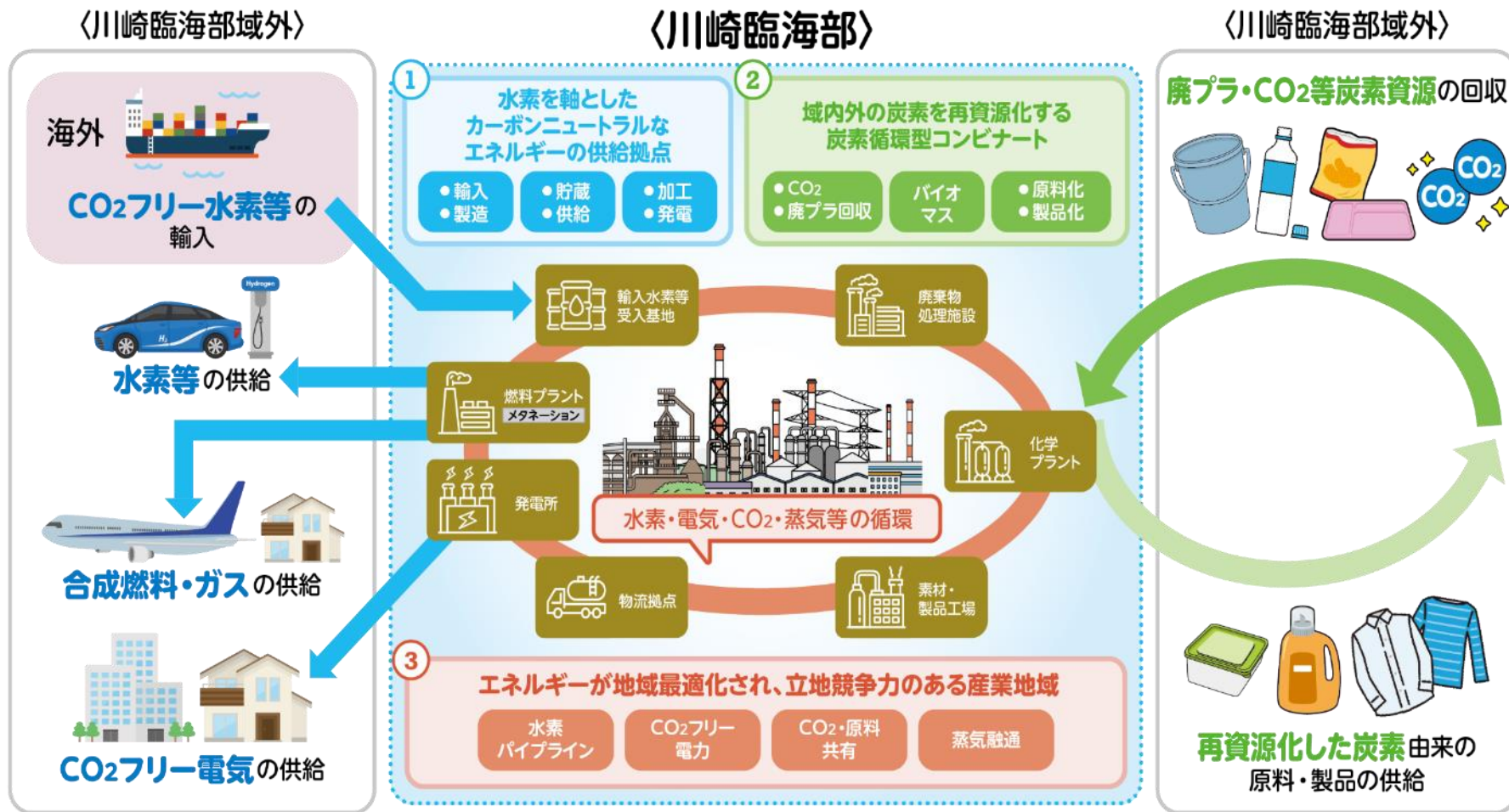
具体化

かわさき環境フォーラム
「みんなで描く2050年のみらい」(R2.12.13)



1 川崎の目指す2050年の将来ビジョン

「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」を令和4年3月に策定。
 下図のとおり川崎臨海部の2050年の将来像を示している。



2 川崎市の目指す目標（再掲）

○ 2050年の目指すゴール

2050年までに市域の温室効果ガス排出量の**実質ゼロ**※を目指す

※実質ゼロとは、人為的なCO₂排出量と森林等のCO₂吸収量を差し引いてCO₂排出をゼロとみなすもの

○ 2030年度の全体目標（市域全体）

市域全体目標 **▲50%削減**（2013年度比） ▲1,080万t-CO₂

個別目標

- ・ 産業系 **▲50%削減**
- ・ 民生系 **▲45%削減**
- ・ 市役所 **▲50%削減**

※温室効果ガス削減目標

○ 2030年度の再生可能エネルギー導入目標

2030年度までに**33万kW**以上導入（2020年度実績20万kW）

※ 上記は「川崎市地球温暖化対策推進基本計画（R4.3改定）」における目標値

3 部門別の温室効果ガス排出量の試算結果等

部門別温室効果ガス排出量の試算結果等

項目	2013年度 実績	2019年度 実績	2030年度 目安※1	2013年度比 削減割合
①産業部門※2	1,470万t-CO ₂	1,283万t-CO ₂	580万t-CO ₂	▲61%
②エネルギー転換部門※2	242万t-CO ₂	242万t-CO ₂	188万t-CO ₂	▲22%
③工業プロセス部門※2	75万t-CO ₂	68万t-CO ₂	68万t-CO ₂	▲10%
④民生家庭部門※3	214万t-CO ₂	177万t-CO ₂	116万t-CO ₂	▲46%
⑤民生業務部門※3	168万t-CO ₂	149万t-CO ₂	95万t-CO ₂	▲43%
⑥運輸部門	123万t-CO ₂	116万t-CO ₂	100万t-CO ₂	▲19%
⑦廃棄物部門	45万t-CO ₂	52万t-CO ₂	34万t-CO ₂	▲24%
CO ₂ 合計	2,337万t-CO ₂	2,087万t-CO ₂	1,181万t-CO ₂	▲49%
⑧その他 温室効果ガス	46万t-CO ₂	53万t-CO ₂	22万t-CO ₂	▲52%
温室効果ガス合計	2,383万t-CO ₂	2,139万t-CO ₂	1,203万t-CO ₂	▲50%

※1 各部門の2030年度目安は、国の最新動向や各種文献等を参考にしつつ、川崎市環境審議会の意見も踏まえながら設定。正確な将来予測は困難であることから、本計画では、2030年度の各部門ごとの数値を「目安」とし、将来予測のズレの影響を抑えるために複数部門を統合した個別目標を「目標」として設定。

※2 産業系：①産業部門＋②エネルギー転換部門＋③工業プロセス部門、

※3 民生系：④民生家庭部門＋⑤民生業務部門

4 重点事業（5大プロジェクト）

目標達成に向けた重点事業（5大プロジェクト）

PJ 1 再エネ

地域エネルギー会社を中核とした新たなプラットフォーム設立の取組等を位置付け

PJ 2 産業系

「事業者報告書制度」の見直し（条例改正）による、新たな事業者の評価・支援制度の検討（制度5関連）などの取組を位置付け。

PJ 3 民生系

再生可能エネルギー導入に係る義務制度（制度1～4関連）の検討等を位置付け。

PJ 4 交通系

交通環境の脱炭素化に向けた次世代自動車の普及促進施策等を位置付け。

PJ 5 市役所

設置可能な公共施設の半数への太陽光発電設備の設置等の取組を位置付け。

【第3章】 背景等を踏まえた条例改正の考え方



川崎の工場夜景（川崎区）

1 川崎市地球温暖化対策推進条例の改正の考え方

(1) 川崎市地球温暖化対策推進条例の改正の考え方

- 川崎市地球温暖化対策推進条例の改正に当たり、**条例第1条（条例の目的）**において、本市が2050年脱炭素社会実現を目指していくことを明確化する（理念規定を改正）。
- 改正条例において、「**建築物太陽光発電設備等総合促進事業（制度1～4）**」及び「**事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度（制度5）**」を規定する（実体規定を改正）。
- 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の将来ビジョンを踏まえ、条例改正の検討に当たり、**CO₂フリー水素等の導入促進に関する理念規定（条例第17条等に規定する開発事業地球温暖化対策計画書・報告書制度に係る事項含む）**及び、**交通の脱炭素化に関する理念規定**について検討する。

2 制度1～4（再エネ義務制度等）に関する対応の考え方

（2）制度1～4（再エネ義務制度等）に関する対応の考え方

- 本市は市域の約9割が市街化されており、2050年までに追加導入可能な**ポテンシャルは約99%が住宅用・事業用の太陽光発電設備**であり、再生可能エネルギーを大きく増やすためには、住宅用・事業用の建築物への太陽光発電設備の設置が最も有力な手段であると考えられる。
- これから建てられる建築物は**2050年にストック**として残るものがほとんどであることを踏まえると、**義務的手法を導入**し、住宅用・事業用建築物への太陽光発電設備の導入施策を強化していく必要があると考えられる。
- 「**建築物太陽光発電設備等総合促進事業（制度1～4）**」は特に施策効果が高いと考えられ、この制度を構築し、市域の再生可能エネルギーの一層の導入を促進していく。

3 制度5（事業・産業への制度）に関する対応の考え方

（3）制度5（事業・産業への制度）に関する対応の考え方

制度5に関する背景等は
後述のP58～64参照


- 本市は2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを掲げ、その中間目標として、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で▲**50%削減**と設定した。
- 「事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度（制度5）」のベースである、**現行の条例制度では、市内約170事業者に対し報告義務を課し、市域の温室効果ガス排出量全体の約80%に相当する量**を捕捉しており、この制度により過去推移を分析すると、**このままでは2030年度の市域の温室効果ガス削減目標の達成には届かない状況**である。
- こうした背景を踏まえ、**現行の条例制度を見直し**、2030年度の温室効果ガス削減目標及び2050年度のカーボンニュートラルの実現に一層効果的な「**事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度（制度5）**」の構築を図る。

【第4章】 制度1～4：建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方



浮島メガソーラー（川崎区）

制度1～4の全体像

 総称 **建築物太陽光発電設備等総合促進事業**
 制度1 **特定建築物**太陽光発電設備等導入制度

※大規模

P37～

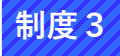
- ・ 延べ床面積**2,000m²以上**の建築物を新增築する**建築主**への太陽光発電設備等の**設置義務**

 制度2 **特定建築事業者**太陽光発電設備導入制度

※中小規模

P43～


- ・ 延べ床面積**2,000m²未満**の新築建築物を**市内**に**年間一定量以上建築・供給**する**建築事業者**への太陽光発電設備**設置義務**

 制度3 **建築士**太陽光発電設備説明制度

※大中小規模

P51～

- ・ **建築士**に対し、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行う**説明義務**

 制度4 建築物太陽光発電設備**誘導支援**制度

※大中小規模

P54～

- ・ 地球温暖化防止活動推進センターや専門的知識を有する関係団体、地域エネルギー会社などと連携した新たな**誘導支援の枠組みの創設**

うち制度1～3が
いわゆる
「再エネ義務制度」

1 制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度

【制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度】

大規模建築物への制度

制度内容 対象者

- 延べ床面積**2,000㎡以上**の建築物（**特定建築物**）を新築・増築する**建築主**に対し、太陽光発電設備等の設置を義務付ける。

対象設備

- 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス利用設備、風力発電設備、地中熱利用設備などとする。

設置基準量

- 義務対象事業者が設置しなければならない太陽光発電設備等の設置基準量は、**特定建築物の規模に応じた量**とする。

代替措置 除外規定

- 物理的に設置が困難、または設置がCO₂削減に寄与しないことが見込まれる場合に、太陽光発電設備設置に変わる**代替措置を検討**する。
- 大規模建築物はエネルギー使用量が多く、多くのCO₂を排出し、環境負荷に対する社会的責任が大きいことから、**除外規定を設けないことを検討**する。

※ 設置基準量、代替措置、除外規定等は専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討

1 制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度

【制度1】制度の考え方

ア 制度の必要性

平成25（2013）年度の全国推計によれば、延べ床面積2,000㎡以上のいわゆる大規模建築物（住宅を含む）は、建築物着工件数のおよそ1.0%にもかかわらず、そのエネルギー消費量は建築物全体の41.4%を占めるなど、建築部門全体のエネルギー消費量に与える影響が大きいことがわかる。

また、建築物の延べ床面積とエネルギー消費量は直線的に比例関係にあることから、エネルギー消費量の多い大規模建築物に対して太陽光発電設備等の導入を促進する必要性がある。

イ 制度の内容

延べ床面積2,000㎡以上の建築物（特定建築物）を新築・増築する建築主に対し、**太陽光発電設備等の設置を義務付ける。**

1 制度 1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度

(対象建築物の考え方)

- 本市では、CASBEE川崎などの他の建築物に関する制度においても特定建築物として延べ床面積2,000m²以上を定義していることから、他の制度との整合性や対象者へのわかりやすさの観点から踏まえて、本制度の対象建築物は延べ床面積2,000m²以上の建築物とする。
- 今後、建てられる建築物は、その多くが2050年のストックとして蓄積される建築物であるため、新築・増築建築物を対象とする。

(対象者の考え方)

- 建築物省エネ法では、延べ床面積2,000m²以上の建築物のエネルギー消費量が建築部門全体のエネルギー消費量に与える影響が大きく、建築主の社会的責任が大きいことを理由として、延べ床面積2,000m²以上の建築物を含む延べ床面積300m²以上の建築物（住宅を除く）の建築主に対し省エネルギー基準の適合義務を課している。
- 以上を踏まえて、エネルギー消費に係る社会的責任が大きい者に対して義務を課するという観点から、本制度の対象者は建築主とする。

1 制度 1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度

(基準量の算定対象とする再生可能エネルギー利用設備の考え方)

- ・算定対象とする設備は**太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備**とする。
 - ・太陽光発電設備
 - ・太陽熱利用設備
 - ・バイオマス利用設備
 - ・風力発電設備
 - ・地中熱利用設備 など
- ・特定建築物の場合、**敷地内など屋根以外の設置箇所が考えられるとともに、経済性や、事業形態により太陽光発電設備よりも導入しやすい再生可能エネルギー利用設備がある可能性が考えられることから、義務対象者が様々な再生可能エネルギー利用設備の中から選択できる制度とする。**

1 制度 1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度

ウ 太陽光発電設備等の設置基準量の考え方

- ・対象者が設置しなければならない**太陽光発電設備等の設置基準量は一定以上の容量とし、特定建築物の規模に応じた量とする。**

【素案】

延べ床面積と建築面積を考慮し、建築規模に応じた設置基準量を設定。

【基準量のイメージ】

- ① **延べ床面積**の規模に応じた基準量設定
(例：京都市制度)
 - ・ 2,000㎡：約5.5kW以上
 - ・ 15,000㎡：約41kW以上 など
- ② **建築面積**の規模に応じた基準量設定
(例：東京都制度)
 - ・ 発電容量換算で年間【建築面積の㎡数×5%×0.15kW/㎡】kW以上
(2,000㎡×5%×0.15kW/㎡) = 15kW
 - ・ 延べ床面積に応じて、設置基準の下限及び上限容量を設定する。

※ 上記の値は現時点での想定イメージであり、具体的な数値等については、今後、専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討

1 制度 1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度

エ 代替措置・除外規定

物理的に設置が困難、または設置がCO₂削減に寄与しないことが見込まれる場合に、オフサイトPPAや、非化石証書によらない再生可能エネルギー電源調達といった再生可能エネルギー導入量の追加性に寄与した取組を行った場合は、設置する設備の容量として算入するといった**代替措置**を検討する。

また、特定建築物の場合は、環境負荷に対する社会的責任が大きいため、**除外規定を設けないことを検討**する。

オ その他

- ・代替措置等を考慮しても**義務を履行できなかった場合については、本市は行政指導を通じて、当該建築主に対して義務履行に向けた助言を行います。長期間にわたり履行状況に改善が見られない場合については、義務対象者に対して、勧告・公表ができることとして、適正な履行を促す。**
- ・具体的な設置基準量、代替措置、除外規定等については、専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討する。

2 制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

【制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度】の制度の考え方

中小規模建築物への制度

制度内容 対象者

- 延べ床面積**2,000㎡未満**の新築の建築物（中小規模建築物）を**市内に年間一定量以上建築・供給する建築事業者（特定建築事業者）**に対し、太陽光発電設備の設置を義務付ける。
※ 特定建築事業者の「一定量以上」とは、国の地球温暖化対策計画及び第6次エネルギー基本計画において、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されていることを目指す」としていることを踏まえながら検討する。

対象設備

- 太陽光発電設備とする。

設置基準量

- 特定建築事業者が設置しなければならない太陽光発電設備の設置基準量は、「**年間供給棟数**」×「**棟当たり基準量（太陽光発電設備の設備容量（kW））**」×「**算定基準率（%）**」などとする。
※ 算定基準率とは、地域特性や住宅事情等を踏まえて設定する補正係数

代替措置 除外規定

- 物理的に設置が困難、または設置がCO₂削減に寄与しないことが見込まれる場合に、太陽光発電設備設置に変わる**代替措置を検討**する。
- 義務対象者と住まい手が異なるため代替措置をとることが困難であることも想定されることから、**除外規定を設けることを検討**する。

※ 設置基準量、代替措置、除外規定等は専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討

2 制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

【制度2】制度の考え方

ア 制度の必要性

第1章のとおり、令和2年（2020年）度における建築確認申請の実績では、市内の新築・増築建築物のうち、延べ床面積2,000m²未満の建築物が4,313件と全体の約99%を占めており、これらの建築物に太陽光発電設備の設置をすることが最も本市の再生可能エネルギーの導入目標に寄与する取組となることから、この制度を導入する必要がある。

また、太陽光発電設備は、脱炭素化に加えて、経済性やレジリエンス強化など、住まい手にとってのメリットも多いことから、より一層の普及を行っていくことが市民生活にとっても便益があると考えられる。

イ 制度の内容

延べ床面積2,000m²未満の新築建築物（中小規模建築物）を市内に年間一定量以上建築・供給する建築事業者（特定建築事業者）に対し、太陽光発電設備の導入を義務付ける。

(対象建築物の考え方)

- ・ 制度1における特定建築物より小規模で**戸建住宅を中心とした2,000m²未満の建築物を中小規模建築物と定義**します。
- ・ 今後、**建てられる建築物は、その多くが2050年のストックとして蓄積される建築物であるため、新築建築物を対象**とします。
- ・ 増築については、駐輪場なども対象となり実質的には太陽光発電設備の設置に適さない建築物など多様な形態があることや、義務量の算定は棟数で計算することを想定しているため、義務対象外とします。

(対象者の考え方)

- ・建築物省エネ法における**トップランナー制度**では、**建築物の施工件数の多い建築事業者に対し、省エネ性能の向上の目標（トップランナー基準）の設定および達成を求めており、建築物の供給件数の多い建築事業者は、件数の少ない事業者と比較して、エネルギーの消費に係る社会的責任が大きいと考えられる。**
- ・この考え方から、本制度の対象者は、「**市内に年間一定量以上建築・供給する建築事業者（特定建築事業者）とする。**
- ・市内に年間一定量以上建築・供給する建築事業者である特定建築事業者の「一定量以上」とは、国の地球温暖化対策計画及び第6次エネルギー基本計画において、「**2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されていることを目指す**」としていることを踏まえながら検討する。
- ・なお、市内の建築物を年間に合計延べ床面積で5,000㎡以上供給する者は**23事業者**おり、当該事業者による令和2年（2020年）度の年間発注件数の合計は2,427件、**市域全体の56%（戸建住宅においては60%）**となっている。

(設置基準量の算定対象とする再生可能エネルギー利用設備の考え方)

- ・国の掲げる目標では、2030年において新築戸建て住宅の6割に**太陽光発電設備**を設置することとされ、住宅については対象設備を太陽光発電設備に限定していることを踏まえ、**中小規模建築物で基準量の算定対象とする再生可能エネルギー利用設備は、太陽光発電設備とする。**

ウ 太陽光発電設備の設置基準量の考え方

「年間供給棟数」×「棟当たり基準量(kW)」×「算定基準率(%)」など

- ・ 建築主の意向や土地形状等、個々の建築物に事情があることを踏まえると、制度の円滑な運用の観点から、**設備を設置する具体的な建築物及び設備の容量を特定建築事業者が選択可能として、総体として設置基準量の達成ができればよい**とする制度とする。

【素案】

- ・ 棟あたり基準量：2kW
- ・ 算定基準率：70%

【対象事業者の基準適合イメージ】

(例) 市内で供給する住宅が**100棟**の住宅供給事業者の場合

※設定値(仮)

- ・ 年間供給棟数：100棟
- ・ 算定基準率：70%
- ・ 棟当たり基準量：2kW

$$\begin{aligned} \text{再エネ利用設備設置基準量} &= 100\text{棟} \times 70\% \times 2\text{kW} \\ &= \mathbf{140\text{kW}} \end{aligned}$$

導入実績

- ・ 4kW：15棟 (計60kW)
- ・ 2kW：40棟 (計80kW)
- ・ 0kW：45棟 (計0kW)

計140kW
(基準適合)

2 制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

(年間供給棟数の考え方)

- ・ 特定建築事業者が年間に供給する市内の新築の中小規模建築物の棟数とする。
- ・ 「国の掲げる目標（2030年において新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備を設置）が建築棟数ベースの目標であること」の観点も考慮し、共同住宅や事業所も含め、延べ床面積当たりではなく、棟数とする。

(棟当たり基準量 (kW) の考え方)

- ・ 一棟当たりの太陽光発電設備の設備容量 (kW) を基準量とする。
- ・ 川崎市住宅用環境エネルギー機器設備設置補助金（スマートハウス補助金）を活用して導入された太陽光発電設備のうち2kW以上が90%以上であることや、太陽光発電設備（パワーコンディショナー）の自立運転時の上限が1.5kWであることなどから、太陽光発電設備の設置実績等を踏まえて設定する。

(算定基準率 (%) の考え方)

- ・ 算定基準率とは、狭小、変形土地などのような設置が困難な事例に対して一定の配慮をするとともに、明らかに日照条件が太陽光発電設備の設置に適さない建築物がある可能性も踏まえつつ設定する補正係数である。地域特性や住宅事情等を踏まえて検討とする。

2 制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

エ 代替措置・除外規定

物理的に設置が困難、または設置がCO₂削減に寄与しないことが見込まれる場合に、オフサイトPPAや、非化石証書によらない再生可能エネルギー電源調達といった再生可能エネルギー導入量の追加性に寄与した取組を行った場合は、設置する設備の容量として算入するといった**代替措置**を検討する。

ただし、特定建築物を対象とした制度1と比較すると、**義務対象者と住まい手が異なるため、代替措置をとることが困難であることも想定されることから、除外規定を設けることも検討**する。

オ その他

- ・代替措置・除外規定等を考慮しても**義務を履行できなかった場合については、本市は行政指導を通じて、当該事業者に対して義務履行に向けた助言を行います。長期間にわたり履行状況に改善が見られない場合については、義務対象者に対して、勧告・公表ができることとして、適正な履行を促す。**
- ・具体的な設置基準量、代替措置、除外規定等については、専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討する。

3 制度3 建築士太陽光発電設備説明制度

【制度3 建築士太陽光発電設備説明制度】の制度の考え方

大規模及び中小規模建築物への制度

制度内容
対象者

- **建築士**に、建築主への「**太陽光発電設備の設置に関する説明**」を行うことを義務付ける。

建築物省エネ法制度（R3.4スタート）

省エネ性能説明義務



制度3（川崎市制度）

太陽光発電設備設置の説明義務

3 制度3 建築士太陽光発電設備説明制度

【制度3】対象建築物の考え方

ア 制度の必要性

本市が行っているスマートハウス補助金を活用して太陽光発電設備等を導入した市民に対するアンケート調査では、設備を導入しようと思ったきっかけについて、「業者からの勧め」によるとの回答が全体の60%以上と最も高い割合を占めている。このことから、建築物の新築・増築・リフォームといったタイミングで、建築主に対して太陽光発電設備の設置に関する提案説明を行うことは、設備導入のきっかけなると考えられる。

これを踏まえて、制度1及び制度2では対象とならなかった建築物への太陽光発電設備の導入や、義務対象となる建築物に対してより多くの設備導入を促進するため、設備の設置に関する説明を行う制度を導入する。

イ 制度の内容

建築士に、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行うことを義務付ける。

3 制度3 建築士太陽光発電設備説明制度

(対象建築物の考え方)

- ・ 今後、**建てられる建築物は、その多くが2050年のストックとして蓄積される建築物であるため、新築・増築建築物**を対象とする。

(対象者の考え方)

- ・ **建築物省エネ法の改正により、令和3（2021）年4月に建築物の省エネルギー性能について建築士から建築主への説明を義務づける制度が開始した。**
- ・ また、更なる建築物省エネ法の改正（R4.6公布）によって、一定の区域内において、建築士が一定規模以上のものに係る設計を行うときは、建築主に対し、建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について説明しなければならないとの規定が盛り込まれた。
- ・ このように既存の制度においても類似の取組が実施されていることから、**本市では建築士による太陽光発電設備の設置に関する説明義務を課すことが妥当**であり、国の制度と本市の制度を連携させて、再生可能エネルギー導入の促進と省エネルギー対策の両輪による取組を進めていく。

ウ その他

- ・ 具体的制度の構築にあたっては、再生可能エネルギーに関する説明義務制度を実施している他都市の事例などを参考としながら、**建築士が建築主に対し丁寧な説明ができるような仕組みとする。**
- ・ 併せて、丁寧な説明を行うための情報や素材の提供などを本市が準備するなど、**建築士の事務負担に配慮した制度運用の工夫をする。**

4 制度4 建築物太陽光発電設備誘導支援制度

【制度4 建築物太陽光発電設備**誘導支援**制度】の制度の考え方

- 制度1～3の制度と併せて、新築・増築建築物（義務対象）だけでなく、既存建築物（義務対象外）も含めて太陽光発電設備の普及を誘導していくため、**新たな太陽光発電設備導入に関する支援の枠組みの創設を検討する。**
- 具体的な支援として、次の取組について実施の検討を行う。

【市民向け】

- ・ 太陽光発電設備の設置、メンテナンス、撤去までの事項に関する相談受付
- ・ 太陽光発電設備設置の普及に取り組む事業者（枠組み登録事業者）情報の発信

【事業者向け】

- ・ 関係法令や施工知識などに関する相談受付
- ・ 太陽光発電設備設置実績が少ない事業者等への研修・セミナー等の実施

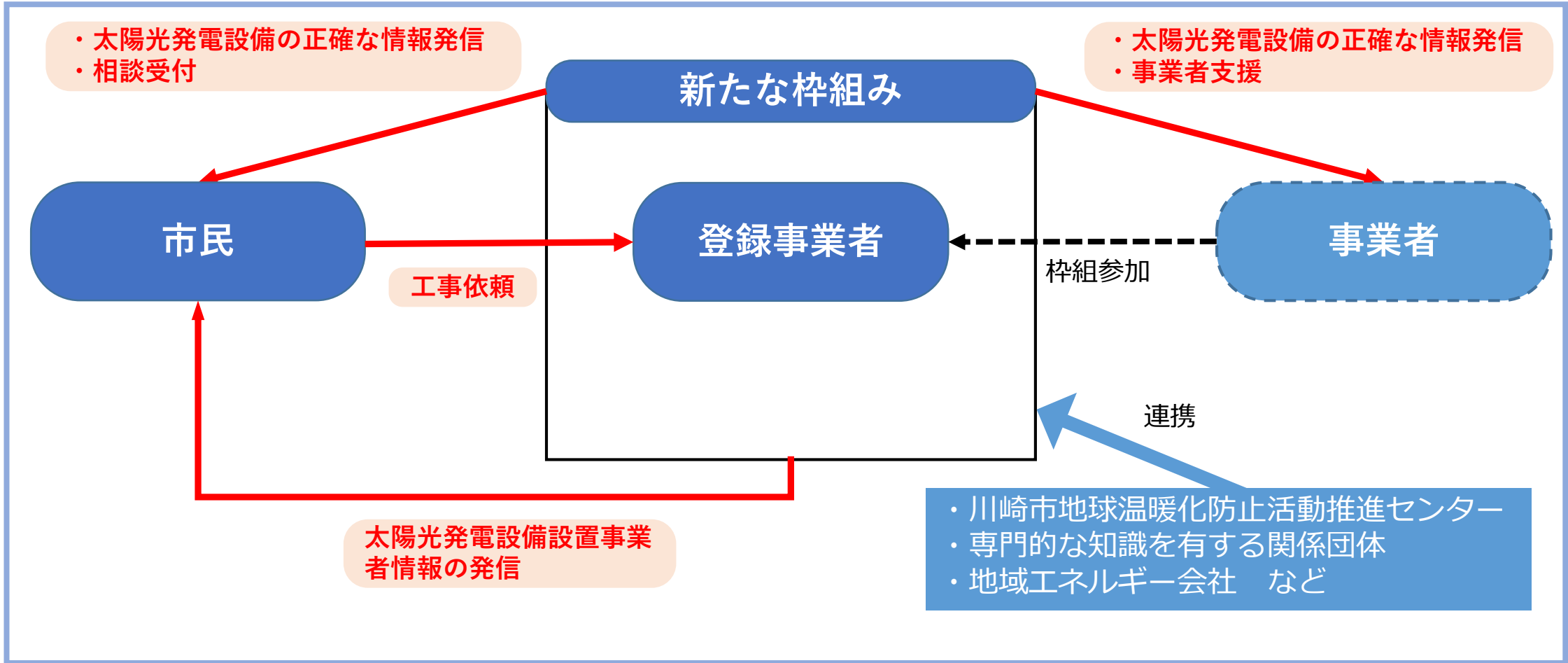
【共通事項】

- ・ 太陽光発電設備設置に関する正確な情報の発信
- ・ 初期費用や維持管理費用がかからない設置方法の情報発信（PPAモデルなど）



4 制度4 建築物太陽光発電設備誘導支援制度

イメージ



5 再エネ義務制度の導入により期待される効果

- 制度導入効果は2030年再エネ導入目標に必要な量の**約4割**程度

(本市の再エネ導入目標)

○ 2030年度：**33万kW** (2020年度実績約20万kW)

⇒ 現状実績 + **13万kW** 必要

自然増：6.5万kW、必要追加措置：**6.5万kW**

(再エネ義務制度を導入した場合のイメージ)

○ 年間再エネ導入量 **4,600kW/年**程度

○ 2025～2030導入累計

計**2.5万kW**程度


目標値の**約4割**相当

※上記の導入効果の試算値は、制度開始初年度は半年分を計上。また、制度1，2における除外規定や、制度3や制度4における数値化が困難な要素を除いた数値

また、基本計画では、民生家庭部門において必要とされる2030年度の温室効果ガス削減量の目安を、2013年度比▲98万t-CO₂削減と試算していますが、2013年度から2019年度までの6年間で、すでに約37万t-CO₂削減している。

さらに、将来的な電力排出係数等の動向などの社会的要因として、2030年度までに▲52万t-CO₂削減が見込まれることから、**残り約8.4万t-CO₂分が足りない状況**となる。

建築物太陽光発電設備総合促進事業の実施によるCO₂削減効果については、2030年度の時点での**年間削減量▲1.4万t-CO₂削減**程度であって、民生家庭部門において**追加で必要な削減量の約17%に相当**するものであり、目標達成に資する制度であると考えられる。

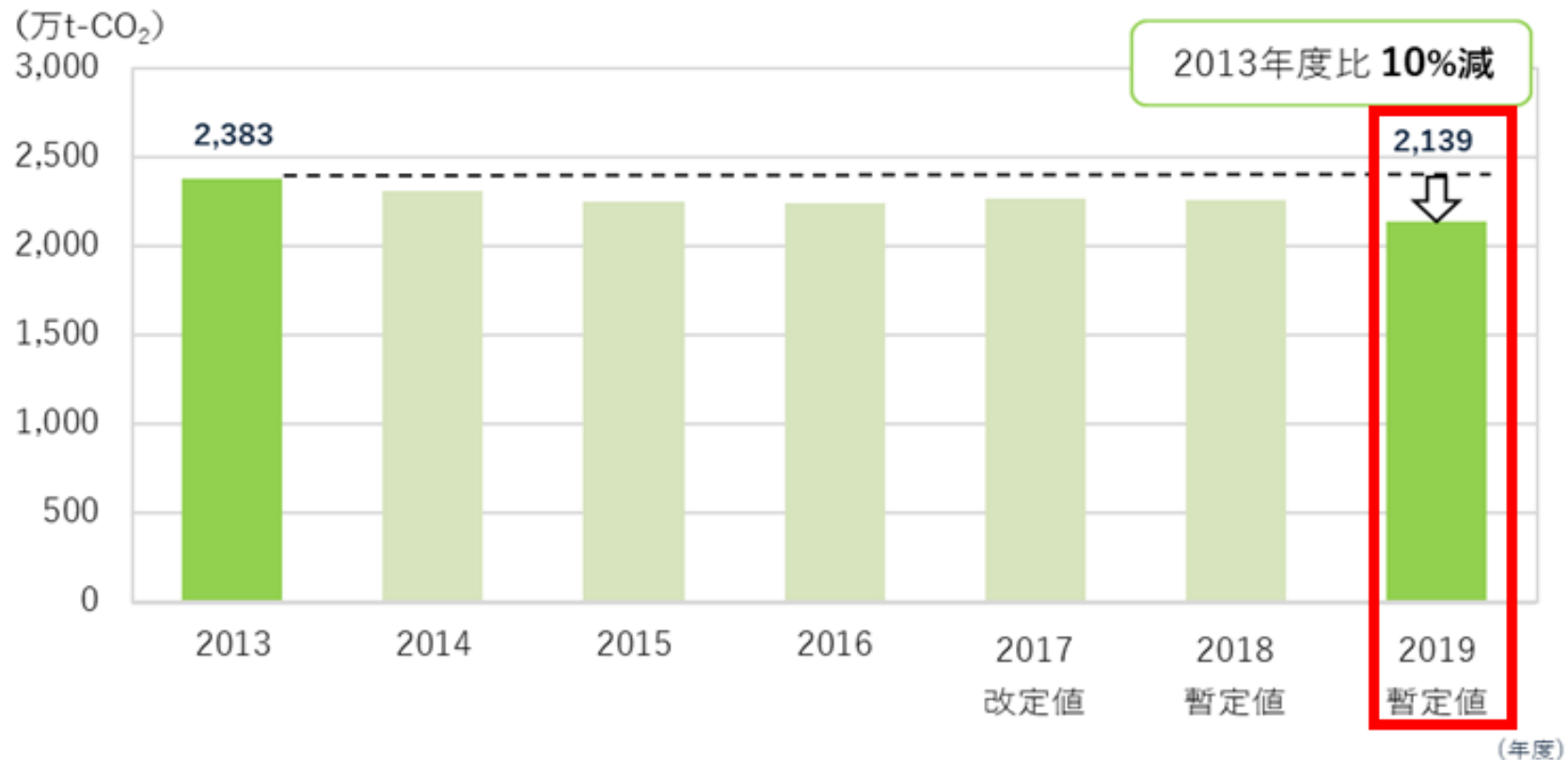


【第5章①】 制度5（産業・事業活動への制度）関連の背景等

川崎は国内産業を牽引（R1製造品出荷額は政令市最大） 一方で、
政令市最大の温室効果ガス排出エリアでもあり、社会的責任が大きい

1 市内の温室効果ガス排出状況

- 令和元年度の川崎市の温室効果ガス排出量（暫定値）は**2,139万t-CO₂**で、平成25年度と比較して**▲244万t-CO₂**（**▲10%**）削減

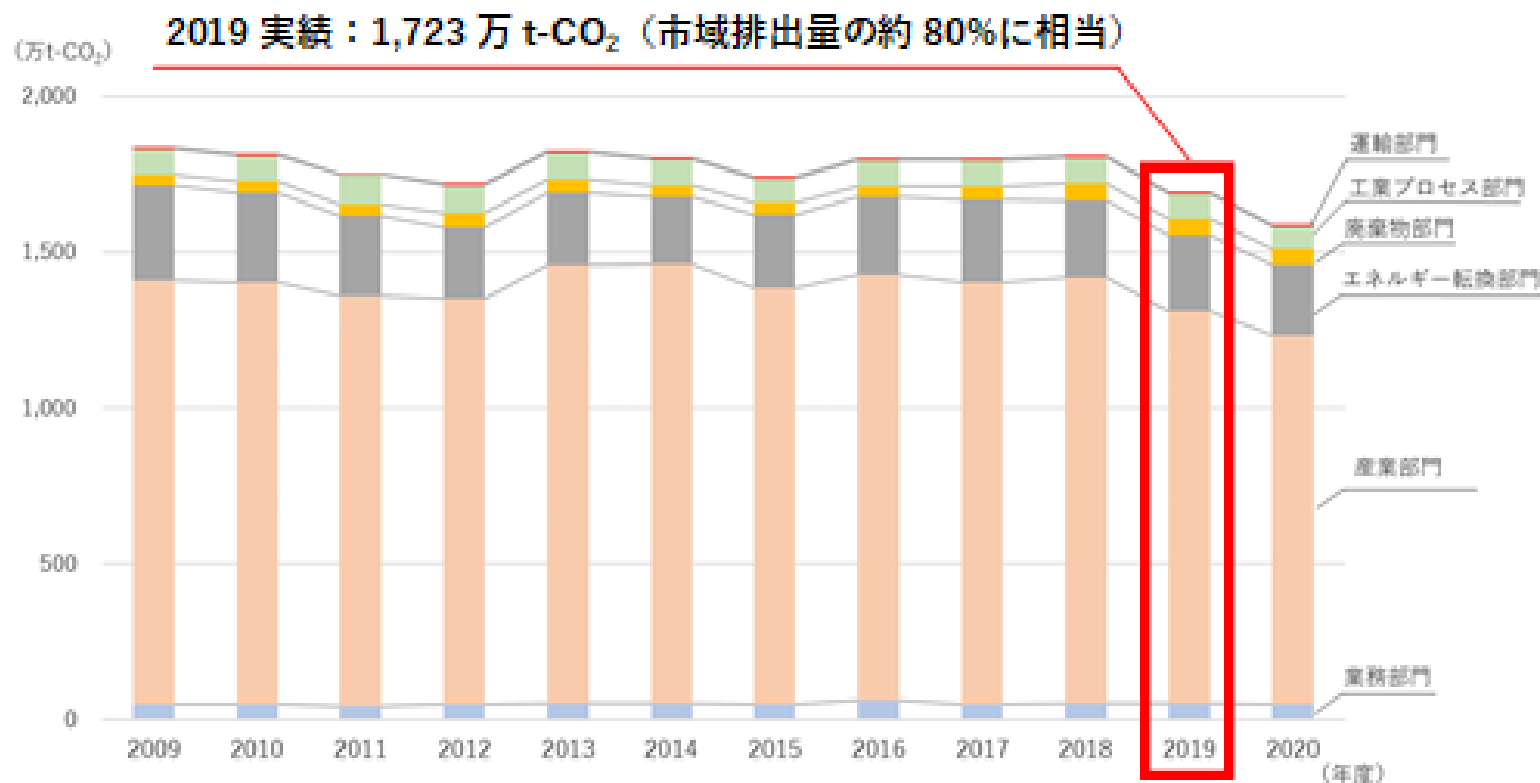


※国の算定マニュアルの改定、統計書の修正等に伴い再算定した値であり、これまでの公表値と異なる。

2 市内の温室効果ガス排出状況

- 市内の温室効果ガス排出量等が多い現行条例の報告対象事業者（**約170者**）の温室効果ガス排出量の合計は約**1,723万t-CO₂**であり、市域全体の排出量の**約80%**に相当（R1実績）

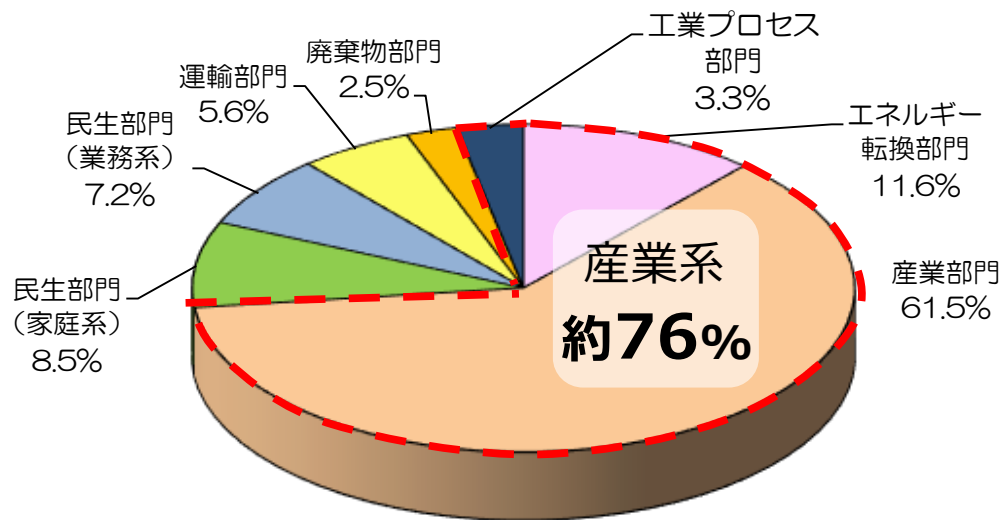
条例対象170者の取組は重要



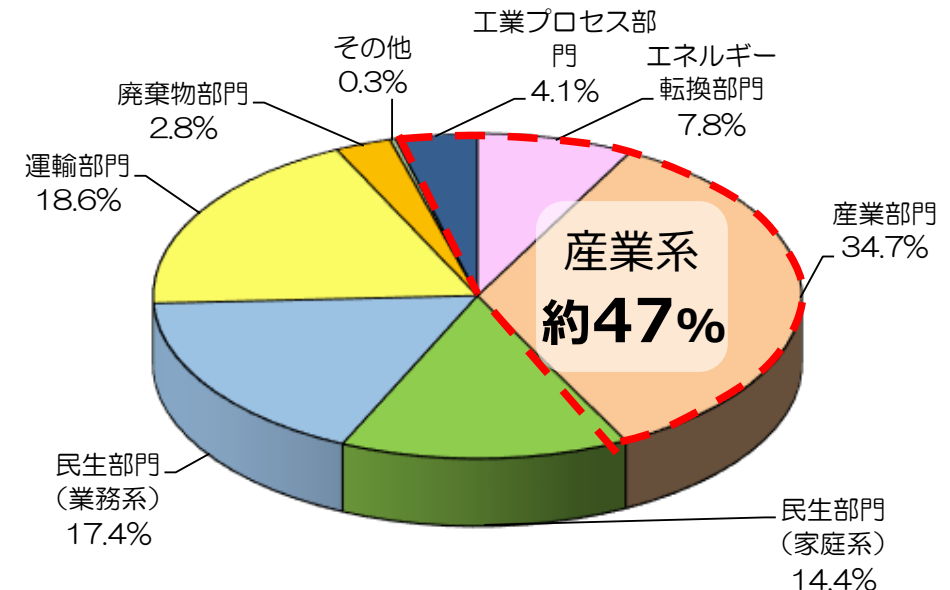
3 市内の温室効果ガス排出状況

- 2019年度（暫定値）のCO₂排出量の部門別構成比をみると、**産業系**（産業、工業プロセス、エネルギー転換）が**全体の約76%**を占めており、全国平均と比べて、非常に大きい

市内の二酸化炭素排出量の部門別構成比（2019年度暫定値）



全国の二酸化炭素排出量の部門別構成比（2019年度）



4 市内の温室効果ガス排出状況

- **川崎市は政令市で最も多くの温室効果ガスを排出**
社会的責任の最も大きいエリア

順位	都市名	CO ₂ 等排出総量 (万t-CO ₂)	(市内人口 (人))
1	川崎市	2,139	1,530,457
2	横浜市	1,821	3,740,172
3	大阪市	1,736	2,725,006
4	北九州市	1,708	945,595
5	千葉市	1,575	977,247
6	名古屋市	1,393	2,320,361
7	札幌市	1,155	1,965,940
8	堺市	930	831,017
9	仙台市	826	1,088,669
10	神戸市	810	1,527,407

順位	都市名	CO ₂ 等排出総量 (万t-CO ₂)	(市内人口 (人))
11	広島市	776	1,199,242
12	新潟市	758	800,582
13	福岡市	643	1,579,450
14	京都市	638	1,468,980
15	岡山市	621	721,329
16	浜松市	529	794,025
17	さいたま市	506	1,295,607
18	静岡市	505	695,416
19	熊本市	393	739,556
20	相模原市	392	723,012

表 川崎市以外はR2.12.17時点 各都市HP、電話ヒアリング 調査結果 (川崎市)

5 現行の条例報告書制度の分析

(1) 現行制度（条例報告書制度）の状況分析

- **制度名**：事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度
- **計画期間**：計画書は**3年毎**に提出、報告書は**毎年**提出
- **義務対象**：市内**約170者**（市域全体の温ガスの**約80%**を把握）

1号：原油換算年**1,500kL**以上使用する
事業者【150者程度】

2号：原油換算**1,500kL**以上使用する
事業所及び当該**連鎖化事業**加盟者 **【3者程度】**

3号：車両**100台**以上保有する事業者
【14者程度】

4号：CO₂以外の温室効果ガスを
年**3,000t-CO₂**以上排出する事業者 **【16者程度】**

※重複を含む

5 現行の条例報告書制度の分析

(2) 条例対象約170者の分類

- **事業者数**の構成内訳は、「**産業37%**」と「**業務49%**」が中心
- **CO₂排出量**の構成内訳は、「**産業74%**」と「**エネ転14%**」が中心

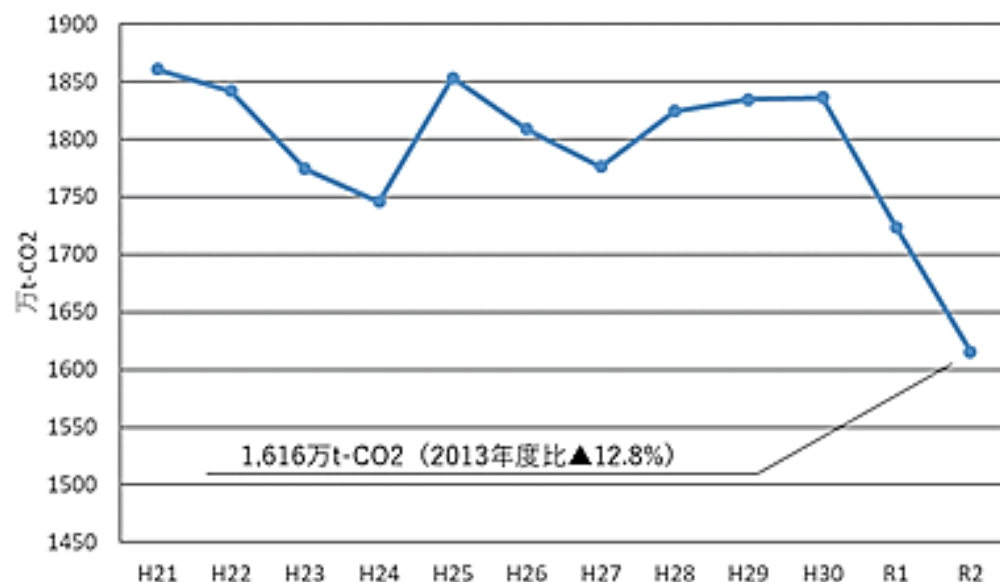
項目	R1 事業者数	事業者割合	R1 排出量	排出割合
産業	63 事業者	37%	1,259 万 t-CO ₂	74%
エネ転	12 事業者	7%	244 万 t-CO ₂	14%
運輸	11 事業者	7%	6 万 t-CO ₂	1%
業務	83 者事業	49%	52 万 t-CO ₂	3%
その他	—	—	133 万 t-cO ₂	8%
計	169 事業者	100%	1,695 万 t-CO₂	100%

※ この表においては、対象事業者の有する一部の小規模排出事業所の排出量が除外されていることから、事業者全体の排出量の合計値とは異なる

市域全体の排出量の**約80%**に相当

6 CO₂削減目標の達成状況CO₂削減目標の達成状況

- 温対計画の目標は市域**▲50%削減**、産業系**▲50%削減**と設定
- 「市内の温室効果ガス排出上位事業者における既に決定又は予定されている生産設備の休止等の影響を除外した場合」については、目標達成には**▲27%削減が必要**だが**現状推移のままでは未達成**



- ・ 温対計画の目標は**▲50%削減**
- ・ 大規模事業者の削減影響を除いた場合に必要削減割合は**▲27%削減**であり、現状推移のままでは**未達成**

【第5章②】 制度5： 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の考え方



川崎マリエンからの展望（川崎区）

1 現行の条例報告書制度の分析

現行の条例報告書制度の課題

課題 1

計画書・報告書の内容について、**市からのフィードバックが限定的**
・事業者の**自主性を尊重**。**インセンティブ**や**ペナルティ**が不足

課題 2

目標設定に**明確な基準**がない。（目標は事業者が自主的に設定）
・市として**明確な指標**を示していない

課題 3

事業者の**中長期的な目標設定**を把握していない

課題 4

市域外を含めた**グループ全体としての取組**を把握していない

課題 5

再生可能エネルギー導入に係る取組を把握していない

課題 6

イノベーション・イニシアチブ等の取組を把握していない

上記を踏まえた**総合的な制度強化**を目指す

2 制度5の全体イメージ

制度5の全体イメージ

新制度概要

現行制度

- ・ CO₂排出量削減目標 (短期)
- ・ エネルギー使用量
- ・ 取組内容など



新たな評価制度

- 1 削減目標 (短期・中長期)
- 2 域外のCO₂削減取組
- 3 省エネの取組
- 4 再エネ・電化の導入
- 5 イノベーション取組
- 6 イニシアチブ加盟 (RE100など)

事業者を評価



支援制度

- ・ 補助制度等との連携
- ・ 優良事業者のPR
- ・ 助言・指導 など



事業者の取組を評価・見える化し、
評価に応じた支援

事業者の意欲を高め、省エネ、再エネ導入拡大、イノベーションの取組へ誘導

3 制度5の評価項目のイメージ

評価項目のイメージ

【評価軸①】 2030年度CO₂削減目標達成

評価項目①

- 1 温室効果ガス排出量（直近のみ）
- 2 温室効果ガス排出量（過去含む）
- 3 省エネ
- 4 再エネ・電化
- 5 自動車

【評価軸②】 2050年カーボンニュートラル

評価項目②

- 6 中長期目標・イノベーション等（事業者全体のCO₂削減取組・イシチブ加盟、Scope3等の取組を含む）

4 制度5の評価軸のイメージ

【評価軸①】 2030年度CO₂削減目標達成

(例えば)

温対計画の2030年度の目標達成に向けて、**業種ごとにCO₂削減基準**を設定。対象事業者の削減状況の**平均がA水準相当**になれば2030年度**目標が達成**できるような**評価軸**とし、2030年度**CO₂削減量**を**アウトプット**とする。

産業

A水準：▲1.8%/年
B水準：▲0.9%/年

エネ転

A水準：▲1.3%/年
B水準：▲0.7%/年

運輸

A水準：▲1.1%/年
B水準：▲0.6%/年

業務

A水準：▲2.5%/年
B水準：▲1.3%/年

【評価軸②】 2050年カーボンニュートラル

(例えば)

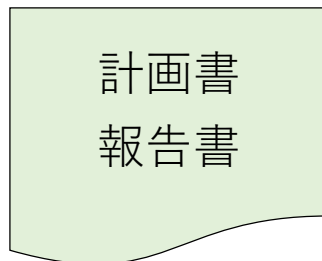
- 各社の生産活動量や**中長期目標やイノベーション等**の**取組・進捗等**を本制度で**把握**。
- 各社が意欲的に長期ビジョン設定やイノベーション等の取組にチャレンジし、また国や業界の目指す2050年カーボンニュートラルのビジョン・スケジュール等と整合している事業者を**A水準**とし、**脱炭素化の日本全体への貢献度**を分析し、**アウトプット**とする。

5 制度5の達成水準のイメージ

達成水準のイメージ

- ◆ 評価項目を設定し、項目毎に評価点を設け、項目毎の得点に関して達成水準を示す
- ◆ **3段階（A、B、C）の達成水準**
- ◆ 項目別に達成水準を示すことにより事業者の取組をより具体的に可視化

情報の把握



計画書・報告書の評価結果（例：産業）

排出量削減（直近のみ）	：	A水準（5点/5点）
排出量削減（過去含む）	：	A水準（5点/5点）
省エネの取組	：	B水準（4点/5点）
再エネ・電化	：	B水準（7点/10点）
中長期・イノベーション等	：	A水準（18点/10点）

評価にあたっては、評価基準・評価方法等を設定・公開し、
専門的知見を有する有識者等による評価内容の確認を行うことを想定

6 制度5の配点水準イメージ

(5) 配点水準イメージ

A水準

評価結果が対象項目の満点中**90%**以上を取得

B水準

評価結果が対象項目の満点中**50%**以上を取得

C水準

評価結果が対象項目の満点中**49%**以下

7 制度5の具体的な評価項目のイメージ

具体的な評価項目のイメージ

※ 市の定める水準を上回る結果に対し、加点要素を検討

	評価項目	具体的な評価項目	必須/ 任意	配点	対象 業種
評価軸 ①	1,2 温室効果ガス排出量 (調整前・後で評価)	① 直近の市内事業者における温室効果ガス排出量削減率	必須	【各5点満点】	全業種
		② 過去からの市内事業者における温室効果ガス排出量削減率	必須	【各5点満点】	
	3 省エネ	① エネルギー消費原単位の削減率	必須	【5点満点】	産業、 業務
	4 再エネ・電化	① 使用電力の再エネ電源比率 ② 契約電力のCO ₂ 排出係数 ③ エネルギーの電化取組	必須 必須 任意	【10点満点+ 任意2点】	産業、 業務
	5 自動車	① 燃費改善割合 ② 乗用車へのEV/FCV導入割合 ③ エコドライブの実施状況	必須 任意 任意	【5点満点+ 任意4点】	運輸
評価軸 ②	6 中長期目標・イノベーション等	① グループ全体での脱炭素表明・中長期温室効果ガス削減目標 ② グループ全体でのCO ₂ 排出量削減率 ③ グループ全体でのCO ₂ フリー熱エネルギー導入取組 ④ グループ全体でのイノベーションに資する取組 ⑤ グループ全体でのSBT等イニシアチブへの加盟 ⑥ グループ全体での製品・サービス・販売等のScope3削減取組 ⑦ 市域外CO ₂ 削減に資する取組 ⑧ 低CO ₂ 川崎ブランドの取得	必須 任意 任意 任意 任意 任意 任意 任意	【10点満点+ 任意14点】	全業種

(1) 評価結果の公表について

公表目的1

- 評価結果を分かりやすく、誰でも容易に参照できるよう公表し、**事業者や消費者が当該評価を利用して行動**することで、各企業の事業活動を脱炭素化へと誘導されるよう促し、市域の温室効果ガス排出量の削減に寄与することが期待される。

公表目的2

- 市情報公開条例の趣旨に鑑み、「本市が定めた脱炭素化の目標基準に対し義務対象事業者がどの程度達成しているのか。」という**市民の関心の高い情報をわかりやすく説明する責務（説明責任）を果たす。**

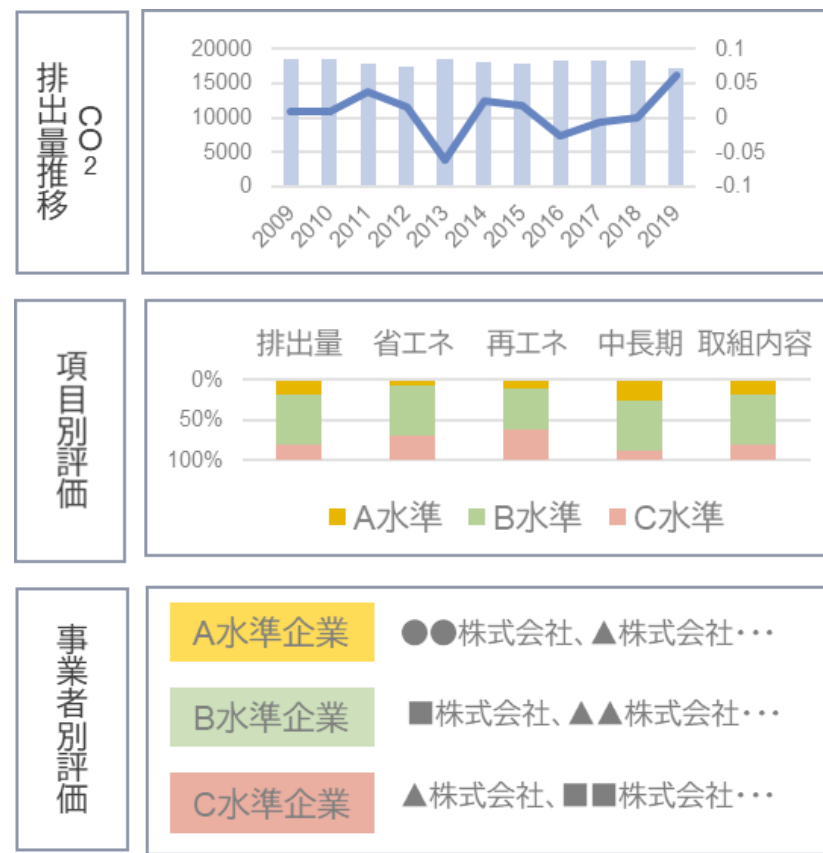
8 制度5の公表の考え方

(2) 公表方法イメージ

評価結果については、現行制度における排出量データなどの公表内容に加えて、対象事業者の**項目別評価、事業者別評価**をわかりやすく一覧表等で取りまとめ、市のホームページ等へ一定期間（3年程度を想定）公表する。

ただし、イノベーション技術などの秘匿情報については公表を差し控える。

評価にあたっては、評価基準・評価方法等を設定・公表し、**専門的知見を有する有識者等による評価内容の確認**を行うことを検討。



(3) 公表によるフォローアップ手段のイメージ

評価結果が特定事業者の不利益となることを回避・軽減するため、次のようなフォローアップ手段を講じる。

- ① 評価結果について、3年間など**公表期限を設定**する
- ② **時限的・経過的措置**を設ける
 - (例1) 3年連続で低水準だった事業者を公表する
 - (例2) 制度制定から3年間は高水準者のみ公表し、4年目以降から低水準者も公表する
- ③ 指導・助言や、国庫補助制度の紹介などの**フォローアップ**を行い高水準へと誘導する。
- ④ 正当な理由がある場合には公表を差し控えるための**事前意見聴取手続きを設ける**など、特定事業者の不利益に配慮する。

※低水準の公表も含めた公表のあり方については、引き続き検討していく。

(1) 中小規模事業者向けの簡易版制度について

中小規模事業者向けの簡易版制度を創設し、**多くの事業者が簡易版制度を活用することで、中小規模事業者の脱炭素化**を促進する。

なお、簡易版制度の実効性を高めるためには、金融機関や庁内事業など様々な取組と連携した、**インセンティブの働く支援メニューの構築が重要**となる。

9 制度5の中小規模事業者向けの簡易版制度について

(2) 簡易版制度のイメージ

簡易版制度では、「**温室効果ガス排出量削減**」及び「**再エネ・電化**」を**必須項目**とし、それ以外の取組は任意項目とする制度設計を検討中。

評価項目	フル制度	簡易制度	
温室効果ガス排出量削減	○	○	【必須】
省エネ	○	△	<任意>
再エネ・電化	○	○	【必須】
自動車	○	△	<任意>
中長期目標・イノベーション等 (事業者全体のCO ₂ 削減取組、イニシアチブ加盟、 Scope3等の取組を含む)	○	△	<任意>

(1) 大規模事業者向けの誘導・支援策の考え方

- ・大規模事業者の脱炭素化は、「**地球温暖化による環境被害の回避**」と「**グローバル社会の競争に勝利するための産業競争力の強化**」という2つの側面を有している。
- ・本市が大規模事業者向けの誘導・支援策としては、「省エネ・再エネ設備補助」など既存技術に対する誘導・支援策だけでなく、特に、産業競争力の強化にも資するような「**イノベーション支援**」に力を入れていくべきであると考えている。
- ・このため、本制度の基本的な考え方として、「**評価制度自体の質を高める**」、「評価制度自体の**市民・事業者等への認知度を高める**」、「**庁内・国・支援機関等との制度連携を模索する**」といった事を中心に進めていく。

(2) 中小規模事業者向けの誘導・支援策の考え方

制度を活用したことを一定評価するとともに、より取組が強化されるようなインセンティブ等の支援を検討していく。

支援制度の検討イメージ

伴走型支援

- ・ 排出量算定の支援等

(支援策例)

- ・ 脱炭素化に向けた現状分析
- ・ ロードマップ作成 等

広報型支援

- ・ 取組事例を公表する場の提供 等

(支援策例)

市が出展しているイベント等における市のブースの中で、ポスター等で発表・PRの機会を提供する。

経済型支援

- ・ 中小企業向けの融資 等

(支援策例)

高評価者への融資の優遇
補助等の事業者支援制度との連携 等

連携型支援

- ・ 他制度の申請において活用可能 等

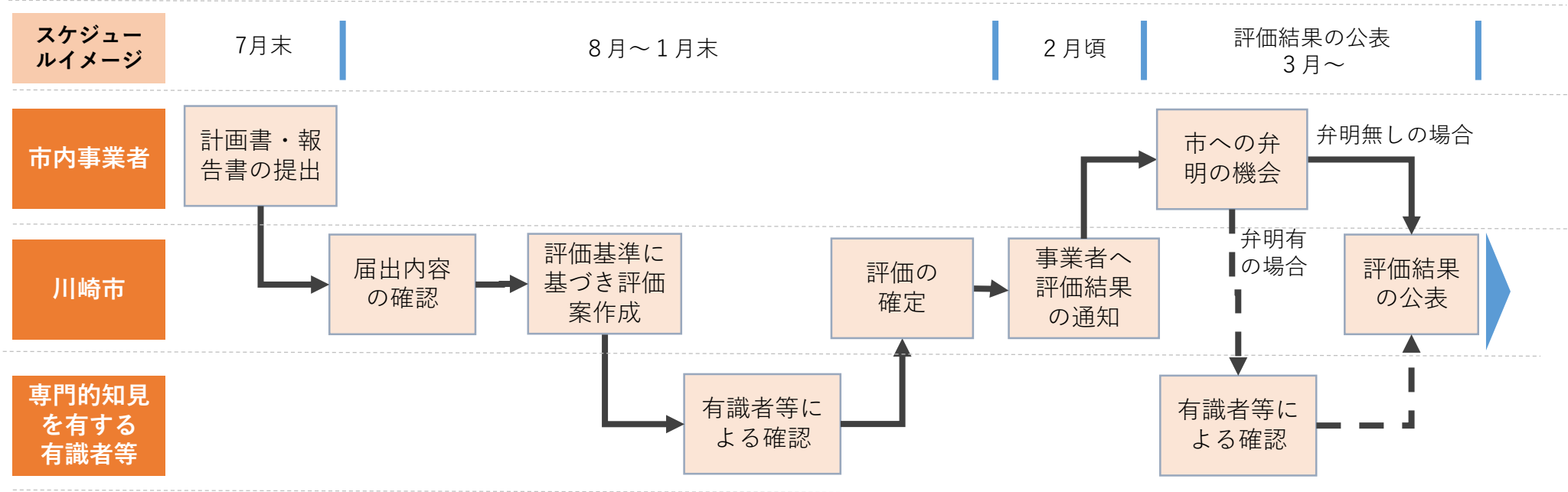
(支援策例)

低CO₂川崎ブランド制度等との連携

1 1 制度5の手続き等のフローイメージ

手続き等のフローイメージ

計画書は3年に1回、報告書は毎年提出。対象事業者数は年度により異なる。
原則、計画書提出時及び計画期間最終年度の報告書提出時に評価を実施。



【第6章】 施策展開に当たって

(1) 推進体制・進捗管理

- 「建築物太陽光発電設備等総合促進事業」及び「事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」は、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の5大プロジェクトとして位置付けた施策である。
- 制度の進捗管理については、基本計画に基づき、達成目標や成果指標について、PDCAサイクルを基本とした進捗管理を実施し、達成状況について年次報告書として取りまとめ、公表していくとともに、**継続的な制度検証と時流に合わせた制度改善**を図る。

(2) 川崎市環境審議会（脱炭素化部会）での審議経過

- 令和4年5月18日に川崎市環境審議会へ**諮問**
- 諮問後、**5回**に渡って部会での専門的知見から御審議
- 令和4年11月1日に、環境審議会から**答申**

開催年月日	会議等
令和4年5月18日	環境審議会（諮問）
令和4年5月31日	第1回部会
令和4年7月27日	第2回部会
令和4年8月22日	第3回部会
令和4年9月13日	第4回部会
令和4年10月13日	第5回部会
令和4年11月1日	環境審議会（答申）